

# 都市再生整備計画(第8回変更)

善光寺表参道地区

長野県 長野市

令和3年1月

| 事業名             | 確認 |
|-----------------|----|
| 都市構造再編集集中支援事業   | ■  |
| 都市再生整備計画事業      | □  |
| まちなかウォークアブル推進事業 | □  |

## 目標及び計画期間

様式(1)-②

|       |     |      |             |     |                             |    |          |
|-------|-----|------|-------------|-----|-----------------------------|----|----------|
| 都道府県名 | 長野県 | 市町村名 | ながのし<br>長野市 | 地区名 | ぜんこうにおもてきんどう ちく<br>善光寺表参道地区 | 面積 | 200.8 ha |
|-------|-----|------|-------------|-----|-----------------------------|----|----------|

|      |                    |      |                    |
|------|--------------------|------|--------------------|
| 計画期間 | 平成 27 年度 ~ 令和 2 年度 | 交付期間 | 平成 27 年度 ~ 令和 2 年度 |
|------|--------------------|------|--------------------|

### 目標

大目標:『門前都市「ながの」～心潤う 歴史と文化が賑わう まち～

- 目標1:善光寺門前町として、個性あるまちの魅力や地域資源を大切に、歴史と未来を感じられる『訪れたいまち』
- 目標2:長野の魅力である豊かな自然と歴史、都市機能が一体となった、潤いと利便性が共存する『住みたいまち』
- 目標3:市民の誇りであり長野の「顔」として、様々な機能と連携し、まちの活力・文化・歴史を物語る善光寺表参道を軸とした『歩きたいまち』
- 目標4:オリンピック等で培ったボランティア精神を継承しつつ、多様な市民活動を育むことにより、新たな文化を創造し、賑わいの絶えない『参加したいまち』

### 目標設定の根拠

都市全体の再編方針(都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用の方針) ※都市構造再編集中支援事業の場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。

本市は、長野県の北部に位置し、古くから善光寺の門前町、松代城下町として栄えてきており、併せて県庁所在地として商業施設や都市福祉施設、行政施設など多様で高次な都市機能の立地が進み、地域の中核基幹都市として発展してきた。また、北陸新幹線や高速道路等の高速交通網が整備されているとともに国道18号や国道19号など主要幹線道路が市内を縦横断しており交通・交流の要所となっている。

しかしながら、高度経済成長に伴う自動車社会の進展によって、郊外の平坦部を中心に商業施設や住宅地などの立地が進み都市機能が拡散し、市街地が郊外部に拡大してきており、今後、本格的な人口減少・少子高齢時代を迎えるにあたって、拡大した市街地では福祉、医療、商業等の生活に必要なサービスの提供を維持していくことが困難になりかねない状況となってくる。

こうしたなか、人口減少や少子高齢化の進展など、社会の構造的な変化に対応するため、開発型から保全型への土地利用の転換が求められており、長野市第五次総合計画及び長野市都市計画マスタープランにおいて、地域の特性を活かした都市拠点【広域拠点(長野地区中心市街地)、地域拠点(篠ノ井、松代、北長野)、生活拠点(市街地における地域の「生活の質」を高め生活と密着したサービスを提供する都市機能の集約・維持する地域の中心地)、生活中心地(歴史的に形成されてきた平坦部や山間地域の中心地区)】づくりと、それらを公共交通ネットワーク等で結び、都市拠点が相互に機能的に連携したコンパクトで暮らしやすいまちづくりを推進している。このため、それぞれの都市拠点において、それぞれが担う役割に応じた都市機能の集積を図ることとしている。

今後は、これら全体方針を踏まえた「立地適正化計画」によって、居住機能、都市機能の適正な立地と公共交通等の充実を図り、将来にわたって持続可能な多極ネットワーク型コンパクトシティの形成を目指す。

当地区の誘導施設として、教育機能、子育て支援機能、文化機能が位置付けられているが、教育機能のうち4年制大学の収容力は平成29年度は28.0%と北陸新幹線沿線の中核市等と比べて著しく低いことが挙げられる。このため、進学が「転出の契機」となり若者世代の流出が大きな課題となっている。特に当計画に位置付けた4年制看護師養成大学は本市を含む北信地域に立地していないため、進学の見込みがないことから全てが地域外へ進学している。高齢化が進行する中、本市においても、今後、医療や介護など、住み慣れた地域で生活支援が提供される地域包括ケアシステムの構築を進めるために、在宅医療や介護等によるニーズの増加への対応など質の高い看護職人材の確保の必要性が高まっている。

そのために、長野駅を中心とした長野地区中心市街地に「中心拠点区域」を設定し、これまでに整備した拠点施設の有効活用を図りつつ看護大学など現在進行している様々な施策によって広域拠点としての必要な機能の維持・強化を図り、都市としての魅力・活力を高めることで都市機能の拡散防止と民間活力による居住機能、都市機能の誘導を促す。また、善光寺の門前町として育んできた歴史・文化などの地域資源を活かしたまちづくりを推進し地域コミュニティの活性化、交流の拡大を図る。

都市全体の公的不動産の活用策としては、長野市公共施設マネジメント指針(平成27年7月策定)に基づき、単独目的の用に供する新規施設整備は抑制し、施設の長寿命化や適正な維持管理を行い、既存施設の有効活用を図るとともに、現在の公共施設総量(総延床面積)を、今後20年間で20%縮減することを目指す。今後は、この指針に基づき「公共施設等総合管理計画」によって、既存施設のライフサイクルコストの最適化を図りつつ、施設の統廃合や更新を進め適切な保有や効果的・効率的な運営に取り組み集約型都市構造への転換を図ることとしている。

本地区では統廃合により廃止した小学校跡地に、本市が新長野県立大学の一部施設を誘致した結果、長野県において学生寮・地域連携施設が整備されることになっており、経済波及効果や人材育成、地域貢献、若者の人口増など、さまざまな効果が期待されている。今後は中心市街地内部で老朽化した公共施設の移転で替えを順次実施することで、都市機能の拡散防止と公共不動産の有効活用を図る。

#### まちづくりの経緯及び現況

○当地区は善光寺の表参道として古くから門前町を形成し、沿道は多くの参拝者を集め、永く賑わいの中心として栄えてきた。また、商業施設や都市福祉施設、行政施設など多様で高次な都市機能が集積し、長野市及び北信地域の広域総合拠点としての役割を担っている。

○近年は、長引く景気の低迷、都市機能の拡散、大規模集客施設の郊外立地、さらには急速に進む少子高齢化に伴う人口の減少などによって中心市街地の活力、賑わいが低下し、中心市街地としての魅力が失われてきていた。このため、中心市街地活性化基本計画及び都市再生整備計画を策定し、善光寺表参道を軸とした中心市街地の活性化を目指すこととしている。

○都市再生整備計画(第一期・第二期)の実施によって中心市街地に拠点施設が整備された結果、歩行者通行量の減少に歯止めがかかるなどまちの賑わいが創出されつつあるが、面的な効果に広がっていないことから、拠点をつなぐ歩行空間の整備などによってまちの回遊性の向上を図る必要がある。

○日常生活や文化活動を支える施設の整備によって中心市街地の居住人口が維持され一定の事業効果が現れているが、依然として緑の空間が不足していることから、潤いと利便性を兼ね備えた魅力ある居住環境を創出する必要がある。

○平成27年3月に新幹線が金沢まで延伸し、都市間競争が激化する一方、関東方面に加え、北陸、関西方面との交流促進が期待されることから、善光寺の歴史と文化を活かした魅力あるまちづくりを推進する必要がある。

○少子高齢化に対応するため、公共交通と連動した歩いて暮らせるまちなか居住を促進し、持続可能な都市の構築を図る必要がある。

○都市再生整備計画の実施を通して、市民のまちづくりに対する意識が高揚し、官民連携によるまちづくり活動が持続的に行われるようになった。

○長野市立地適正化計画において本地区が長野都市機能誘導区域に含まれて設定されており、誘導施設の整備、生活の利便性や街の魅力を高める機能の集積を図ることとしている。

#### 課題

○新幹線金沢延伸による都市間交流の促進に向けた魅力あるまちづくりが求められている。

○中心市街地の回遊性の向上と歩いて暮らせるまちの形成に向け、都市機能の集積や歩行空間の整備が求められている。

○災害時の防災拠点としての機能を兼ね備えた、憩いと潤いのある緑の空間の整備が求められている。

○中心市街地の賑わいと活力の持続のため、まちなか居住の促進が求められている。

○本市並びに北信エリアの広域拠点として高次な都市機能の集積が求められている。

将来ビジョン(中長期)  
 ○第四次長野市総合計画:本市の都市像を「～善光寺平に結ばれる～ 人と地域がきらめくまち ながの」に定め、「(地域の特徴をいかす)コンパクトなまちづくりの推進」を重点施策に位置づけている。  
 ○第五次長野市総合計画:本市の都市像を「幸せ 実感 都市『ながの』～オールながの」で未来を創造しよう～」に定め、「快適に暮らし活動できるコンパクトなまち」を目指すこととしている。  
 ○長野市都市計画マスタープラン:長野地区中心市街地(善光寺表参道地区)を都市拠点(広域拠点)として位置づけており、歩行者優先の交通環境や市街地整備を進め、高次都市施設の集積を図るとともに、歩いて暮らせる生活圏の形成と、活力と魅力を備えた中心市街地の形成のため、まちなか居住の促進策や周辺地域との公共交通の結節性を高めることとしている。  
 ○長野市立地適正化計画を策定では、コンパクトな都市(集約型都市構造)とするため、多彩な都市機能が集積し都市生活・活動の核となる都市拠点(長野都市機能誘導区域)の形成を図ることとしている。  
 ○長野市中心市街地活性化基本計画:まちなかの様々な資源をいかしつつ、善光寺表参道を中心に整備の終わった各拠点を「点」から「線」として結び、更に回遊(快遊)性を高めることで「線」から「面」へとまちを育むとともに、広域交通の玄関口としての機能向上に向けた都市基盤の整備を行いながら、多様な機能を持つまちの実現を目指すこととしている。

**都市構造再編集中支援事業の計画 ※都市構造再編集中支援事業の場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。**

**都市機能配置の考え方**

多極ネットワーク型コンパクトシティの形成を推進するため、それぞれの都市拠点が担う役割に応じた都市機能を適正に配置するとともに、これら都市拠点を結ぶ公共交通や道路網の整備を行うなど必要な都市施設の整備を推進し、人口減少・少子高齢化に対応した持続可能なまちづくりに取り組む。  
 本地区を含む長野都市機能誘導区域においては、本市及び北信地域の広域総合拠点として商業、娯楽機能、行政機能、業務・サービス機能等の公共公益機能をもとより有しているところであるが、これらの機能を維持・強化するとともに看護大学を誘導することにより都市機能、居住機能の拡散を抑制するまちづくりを推進する。また、善光寺の門前町として育んだ歴史的まち並みなどの地域資源を活用し善光寺表参道を軸としたまちづくりを推進することで地域コミュニティの活性化、交流の拡大を図るとともに都市利便増進施設の向上によってまちなか居住の促進を図る。

**都市再生整備計画の目標を達成するうえで必要な誘導施設の考え方 ※誘導施設を整備する場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。**

長野地区中心市街地に「中心拠点誘導区域」を設定しJR長野駅東口に隣接する民間駐車場の低未利用地に私立大学が看護学部を新設する。私立大学に対しては、適用可能な補助事業の活用等により事業計画向上の支援を行う。  
 看護学部の立地を支援することで、若者世代の流出抑制及び流入促進による居住人口の維持・強化が図られまちの活性化・賑わいが創出されるとともに、大学が立地することで学生が地域への愛着を育くみ地区内の医療施設、介護施設等に就職して活躍するなど居住者の共同の福祉の増進に貢献します。  
 また、中心市街地の私有の低未利用地にイベント等の開催が可能な広場等を整備することでまちの魅力向上、賑わいの創出を図るとともに地域交流センターや屋台ギャラリーの整備によって地域コミュニティの活性化を図る。

**都市の再生のために必要となるその他の交付対象事業等**

善光寺の門前町として育んだ歴史的まち並みなどの地域資源を活用し善光寺表参道を軸としたまちづくりを推進することで地域コミュニティの活性化、交流の拡大を図るとともに都市利便増進施設の向上によってまちなか居住の促進・賑わいの創出を図り、都市機能、居住機能の拡散を抑制するまちづくりを推進する。  
 ・道路:長野西229号線改良、長野北122号線改良、県庁緑町線 ・公園:城山公園 ・地域生活基盤施設:権堂イーストプラザ整備、まちなか広場、歩行者案内標識整備、多目的(防災)広場、防災備蓄倉庫整備 ・高質空間形成施設:長野西203号線外1路線整備、権堂みち空間整備、長野大通り線歩道整備

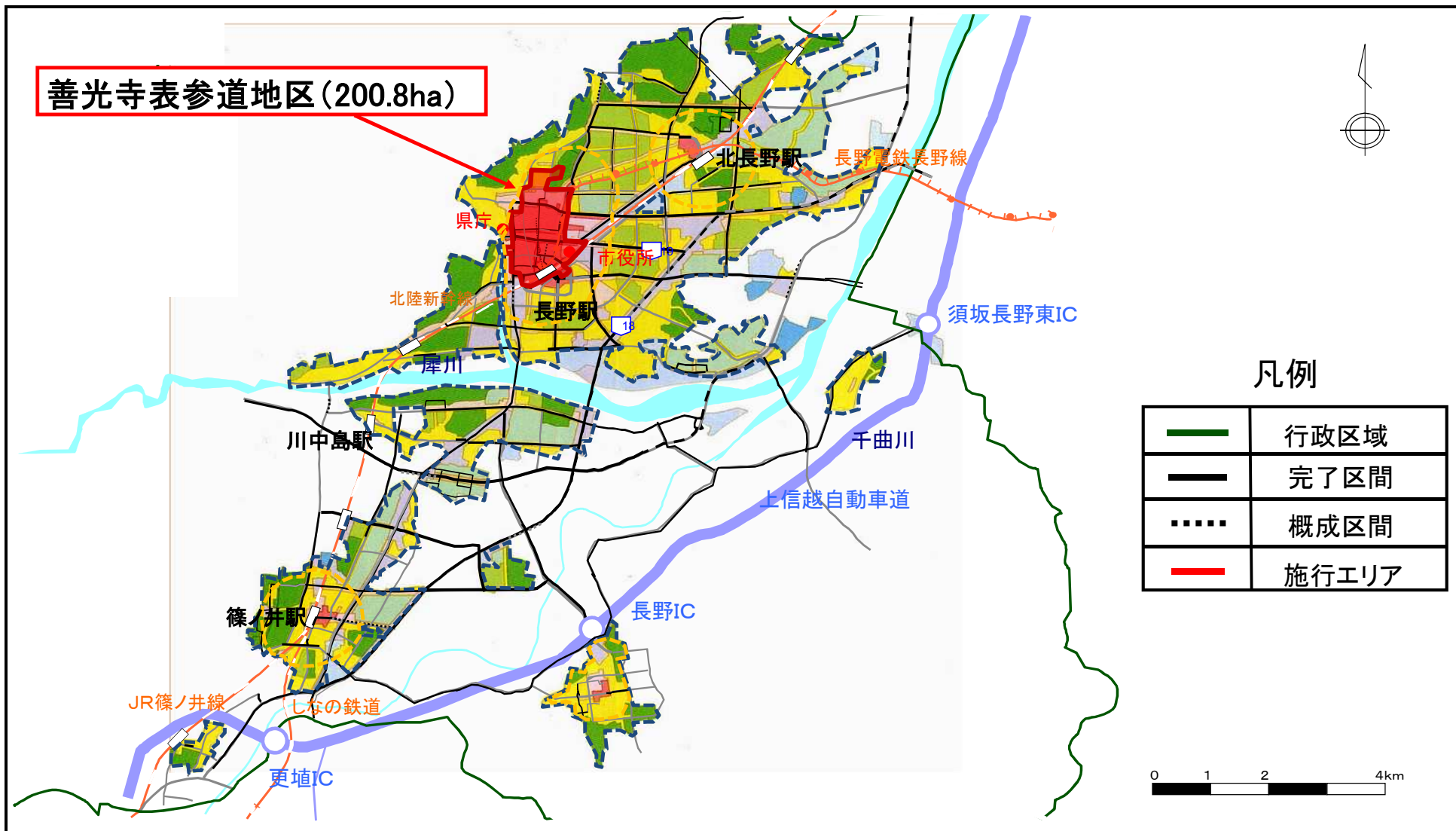
**目標を定量化する指標**

| 指 標          | 単 位 | 定 義  | 目標と指標及び目標値の関連性   | 従前値     | 基準年度 | 目標値     | 目標年度 |
|--------------|-----|--|--|---------|------|---------|------|
|              |     |  |  |         |      |         |      |
| 居住人口         | 人   | 中心市街地活性化基本計画区域において、住民基本台帳に登録されている人口(芹田地区を除く) | 中心市街地活性化基本計画や都市再生整備計画に基づいた総合的な事業によって中心市街地の賑わいの創出と活性化を図る。 | 8,259   | H26  | 8,260   | R2   |
| 歩行者・自転車数     | 人/日 | 中心市街地 6 地点の歩行者・自転車通行量                        | 歩きやすい歩行者空間の整備によってまちなか居住の促進と面的な歩行者回遊性の向上を図る。              | 103,716 | H26  | 104,170 | R2   |
| 駅の乗車人員数      | 人/日 | JR長野駅の1日平均の乗車人員数                             | 地域資源を活かした魅力あるまちづくりによって都市間交流の促進を図る。                       | 21,409  | H25  | 21,450  | R2   |
| 地域交流センター利用者数 | 人/年 | 中部公民館の年間利用者数                                 | 市民活動の場を提供し、地域活動の活性化及びコミュニティの向上を図る。                       | 25,846  | H27  | 28,300  | R2   |
| 公園の入園者数      | 人   | 城山公園の夏休み期間3日間(土日含む)の平均入園者数                   | 憩いと潤いのある緑の空間の整備によって、まちなか居住の促進と来街者の増加を図る。                 | 518     | H29  | 941     | R2   |

| 計画区域の整備方針   | 方針に合致する主要な事業   |
|---|--|
| <p>・長野の個性ある歴史や文化をいかした「まちの顔」をつくり、まちなか観光を推進する。</p>  | <p>道路(街路)(県庁緑町線)【基幹事業】<br/>公園(城山公園)【基幹事業】<br/>地域生活基盤施設(歩行者用案内標識整備)【基幹事業】<br/>地域生活基盤施設(まちなか広場)【基幹事業】<br/>高質空間形成施設(長野西203号線外1路線整備)【基幹事業】<br/>高質空間形成施設(権堂みち空間整備)【基幹事業】<br/>道路(長野北122号線改良)【基幹事業】<br/>街路事業(県庁緑町線)【関連事業】<br/>県庁緑町線沿線地区計画調査【関連事業】<br/>県庁緑町線沿線地区土地区画整理事業計画作成【関連事業】<br/>長野県信濃美術館整備【関連事業】<br/>東山魁夷館改修【関連事業】</p>  |
| <p>・安心・安全で潤いある環境整備によりまちなか居住を促進し、活力と賑わいあるまちを目指す。</p>   | <p>道路(長野西229号線改良)【基幹事業】<br/>道路(街路)(県庁緑町線)【基幹事業】<br/>公園(城山公園)【基幹事業】<br/>地域生活基盤施設(権堂イーストプラザ整備)【基幹事業】<br/>地域生活基盤施設(多目的(防災)広場整備)【基幹事業】<br/>地域生活基盤施設(まちなか広場)【基幹事業】<br/>地域生活基盤施設(防災備蓄倉庫)【基幹事業】<br/>誘導施設(看護学部新設整備)【基幹事業】<br/>高次都市施設((仮称)後町ホール)【基幹事業】<br/>地域創造支援事業((仮称)後町ホール・屋台ギャラリー)【提案事業】<br/>まちづくり活動推進事業(中心市街地遊休不動産活用事業)【提案事業】<br/>街路事業(県庁緑町線)【関連事業】<br/>県庁緑町線沿線地区計画調査【関連事業】<br/>県庁緑町線沿線地区土地区画整理事業計画作成【関連事業】<br/>(仮)後町ホール活用検討調査業務【関連事業】<br/>新県立大学教育寮建設【関連事業】<br/>長野県信濃美術館整備【関連事業】<br/>東山魁夷館改修【関連事業】</p> |
| <p>・都市機能の集積や歩行者空間の整備、公共交通網の充実による、歩いて暮らせるまちにする。</p>  | <p>道路(街路)(県庁緑町線)【基幹事業】<br/>公園(城山公園)【基幹事業】<br/>地域生活基盤施設(多目的(防災)広場整備)【基幹事業】<br/>地域生活基盤施設(まちなか広場)【基幹事業】<br/>高質空間形成施設(長野大通り線歩道整備)【基幹事業】<br/>道路(長野北122号線改良)【基幹事業】<br/>誘導施設(看護学部新設整備)【基幹事業】<br/>高次都市施設((仮称)後町ホール)【基幹事業】<br/>街路事業(県庁緑町線)【関連事業】<br/>県庁緑町線沿線地区計画調査【関連事業】<br/>県庁緑町線沿線地区土地区画整理事業計画作成【関連事業】<br/>(仮)後町ホール活用検討調査業務【関連事業】<br/>新県立大学教育寮建設【関連事業】</p>  |
| <p>・市民活動の促進によりまちの文化を創造し、多様な主体が参加する協働のまちづくりを実践する。</p>  | <p>地域生活基盤施設(まちなか広場)【基幹事業】<br/>高次都市施設((仮称)後町ホール)【基幹事業】<br/>誘導施設(看護学部新設整備)【基幹事業】<br/>地域創造支援事業((仮称)後町ホール・屋台ギャラリー)【提案事業】<br/>まちづくり活動推進事業(中心市街地遊休不動産活用事業)【提案事業】<br/>(仮)後町ホール活用検討調査業務【関連事業】<br/>新県立大学教育寮建設【関連事業】</p>   |
| <p>その他</p>  |  |
| <p>●都市再生特別措置法の一部を改正する法律(平成23年法律第24号)の施行に伴い、都市再生特別措置法第46条第10項に基づき都市再生整備計画書に下記の内容を追加する。<br/>・市道長野中央通り線において、都市再生特別措置法施行令第16条第1項第2号に規定する食事施設等を新たに設ける。</p> |  |

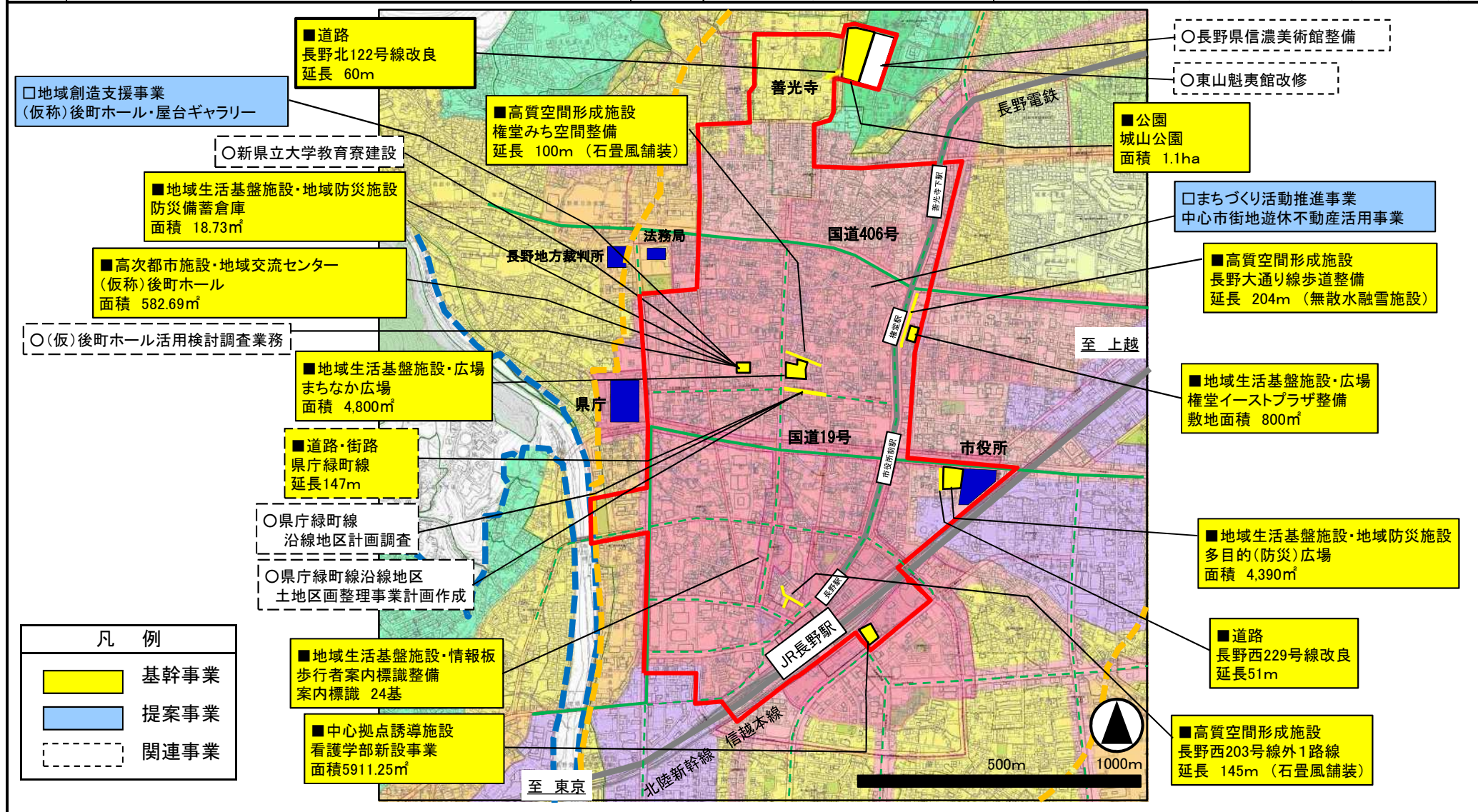


|                  |    |          |    |              |
|------------------|----|----------|----|--------------|
| 善光寺表参道地区(長野県長野市) | 面積 | 200.8 ha | 区域 | 長野市大字南長野の一部他 |
|------------------|----|----------|----|--------------|



善光寺表参道地区(長野県長野市) 整備方針概要図(都市構造再編集中支援事業)

|    |                               |        |                  |                                  |
|----|-------------------------------|--------|------------------|----------------------------------|
| 目標 | 『門前都市「長野」』 ～心潤う 歴史と文化が賑わう まち～ | 代表的な指標 | 居住人口 (人)         | 8,259 (H26年度) → 8,260 (R2年度)     |
|    |                               |        | 歩行者・自転車通行量 (人/日) | 103,716 (H26年度) → 104,170 (R2年度) |
|    |                               |        | 公民館利用者数 (人/年)    | 25,846 (H27年度) → 28,300 (R2年度)   |



道路占用許可の特例制度を活用して整備・設置する施設の概要

| 項目                                      | 食事施設・購買施設   |
|---|---|
| <p>■方針</p>                              | <p>【まちなかの回遊性の向上】</p> <p>オープンカフェなど歩行者空間の魅力的な演出により、賑わいのある歩行者空間を創出する。</p>  |
| <p>■事業内容</p>                            | <p>【食事施設・購買施設の設置】</p> <p>歩行者優先道路化事業により広がった歩道空間を活用し、オープンカフェの設置など沿道の商業施設と一体となった魅力的な演出を行う。</p>   |
| <p>■期待する効果</p>                          | <p>休憩スペース等により滞留空間を形成し、賑わいのある歩行者空間の創出を図る。</p>  |
| <p>■事業主体<br/>(想定される占用主体)</p>            | <p>(株)まちづくり長野(TMO)</p>  |
| <p>■占用場所</p>                            | <p>市道長野中央通り線の市道長野中3号線交差点から国道406号交差点までの東側歩道部</p>   |
| <p>■道路交通環境の維持<br/>及び向上を図るための<br/>措置</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事・購買施設の維持管理(清掃、夜間の収納等)</li> <li>・食事・購買施設周辺の日常的な清掃</li> <li>・路上への駐輪の抑制(駐輪場の案内等)</li> <li>・多数の来客が見込まれる場合の交通整理</li> </ul> |



道路占用許可の特例制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



道路占用許可の特例を活用し、にぎわいのあるまちづくりを行う予定の区域

【凡例】 道路占用許可の特例の対象となる施設



食事施設・購買施設  
(テーブル・椅子等)

